



熊本県公報

号外 第 4 6 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 15 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課) 2
○熊本県地域未来基金条例	(財政課) 3
○熊本県財産条例の一部を改正する条例	(財産経営課) 3
○熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	(子ども未来課) 3
○熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課) 6
○熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	(") 7
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	(商工振興金融課) 7
○熊本県景観条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 7
○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 7

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県監査委員に関する条例(第 5 条関係)【第 1 条】
 - (2) 熊本県公営企業の設置等に関する条例(第 6 条関係)【第 2 条】
 - (3) 熊本県病院事業の設置等に関する条例(第 7 条関係)【第 3 条】
 - (4) 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(第 7 条関係)【第 4 条】
 - (5) 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(第 1 条、第 2 条関係)【第 5 条】
- 2 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 65 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県地域未来基金条例

- 1 熊本県地域未来基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第 1 条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第 2 条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第 3 条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第 4 条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第 5 条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第 6 条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第 7 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対する災害救助法第 2 条の規定に基づく救助として供与される応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないこととした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 4 条例について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、関係規定を整理することとした。
 - (1) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（第 4 条、第 1 5 条、附則第 6 条、附則第 7 条関係）【第 1 条】
 - (2) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（第 1 1 条の 3、第 4 2 条、第 4 6 条、附則第 3 条、附則第 7 条、附則第 7 条の 2 関係）【第 2 条】
 - (3) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（第 3 条の 3、第 5 条、附則第 7 条、附則第 7 条の 2 関係）【第 3 条】
 - (4) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例【第 4 条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (1)の一部、1 (2)の一部及び 1 (3)の一部は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行することとした。

◇熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第 4 7 条、第 5 9 条、第 7 8 条、第 7 8 条の 2、第 8 1 条の 9、第 8 9 条）【第 1 条】
 - (2) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第 4 3 条）【第 2 条】
- 2 この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行することとした。

◇熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 1 条－第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県景観条例の一部を改正する条例

- 1 景観法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 9 条関係）
- 2 この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教員特殊業務手当の引上げ改定等を行うこととした。（第 1 3 条関係）
- 2 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 0 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県監査委員に関する条例の一部改正）

第 1 条 熊本県監査委員に関する条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

（熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年熊本県条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)
 第 3 条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年熊本県条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。
 第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。
 (熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
 第 4 条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和 6 3 年熊本県条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。
 第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。
 (熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)
 第 5 条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年熊本県条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。
 第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。
 第 2 条第 1 号中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 2 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 2 号」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 6 5 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県地域未来基金条例をここに公布する。
 令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 1 号

熊本県地域未来基金条例

(設置)

第 1 条 産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、熊本県地域未来基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 2 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「及び令和 2 年 7 月豪雨」を「、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 8 年熊本地震」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第43号

認定子ども園以外の認定子ども園の認定要件に関する条例等の一

(熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

る士しを同びを以定しす
す法若程と及驗（特事有
有療）課れ識經者該従を
を業。るこ知たる当に格
資格作くすはるしす、育資
の士を相の関従をだく士。
士法学にもに上驗たづ育い
育療大れる育以經。基保な。
保学期こす療年びるに、らる。
い理短は有の5及き程はなえ
なる（くを兒に識で課てば加
らす学し術害務知が育つれを
な務大若技障業ると教たけ条
ば勤る科のはうすこ、当な1
れによ究法又行関るきにしの
け園に研療）をにえ除う保次
なも定、理。導て代を行確に
かど規科心う指育て合を次
置この学団いの子つ場育制の
り定法る集を育、もる保体2
よ認育すび者療つをすがるの
に該教修及るのか）事等き条
定当校専人れ兒。従士で4
規、学を個ら害しうて法が1
のて（学、認、障当いし療と第
項つ員理て、認、該とと学こ、
前限職心つとてに「者理けるし、
びに当、あるつか等助定けと
及人担てですあれ士補特受条
項1理い者有でず法、該を6
2、心おたを者い療は当援1
第は、にし力るの学等、支第
、て士院業能すの理士ずるをを
項い覚学卒の有も定法らよ条
1つ聴大て上をる特療なに5
第に語はめ以驗す「学は者1
者言く修等経有下理てる第

（児童対象性暴力等の防止）

（措置を合事の。）
 等（措等場従もの。）
 力め暴れ務すを
 暴た性わ業接認
 性的象行るに確
 象等対がすも実
 対止童等接ど事
 童防兇力と子罪
 兇のる暴も該犯
 等す性ど当る
 き力定象子で
 づ暴規対（下
 基性童者の規
 に象項兇事境
 定対2び従環
 規童第及務る
 の兇条、業第
 6よ第止対性
 第に）防等鎖第
 法者号を童閉法
 は、業9）兇び同
 者等第じめ、及
 置育律同続確な
 正保法ての継実
 防の育年いす、
 園教6お護性罪を
 等間和に配犯置
 方ど民令条に支る
 暴こび（の切、係
 性定及律こ適に、
 認定等法下をう）
 認者る以もの。の
 条設置す。ど者。の
 第1校にいう子るいのそ

附則第6条を「附則第3条」を「第4条第5項及び附則第3条」に改め、同条の次の1次を加える。

等こ者
師定う
護認行
看該を
び当援い。
及て支な
等つるら
士たよな
法当にば
療に定め
学う規け
理行のな
定を書し
特育し保
り保だ確
よがたを
に等項制
定師5体
規護第る
の看条き
2該4で
の当第が
条、(と
5は者こ
第にるる
則合すけ
附場有受
びうをを
及行格援
項を資支
5育のる
。第保士よ
え条が育に
加4も保に
を第の()
を第の()
第1条の7のどを

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一見部を次のように改正する。

第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

達、児の暴接童実
発は、等す性と児事
児童者き力定象童該罪
児童、設置づ暴規対児当犯
児、のに象項児者下す
、（）の定対2び事の定
く。）規童第及従境規
除。の児童第2し業の項
をを除く。第2止象ある
館を4よ第1条の1
（児タ8者号）等性条な
（セ1業9）童鎖第4
設援の事6）児閉第な
施支5等第じ。児閉第な
生支の育律同じ。及法ば
厚親条保法いた性、同け
童里1育年てた性、同け
児び2教6おる継続確認
設一及第間和に護、実講
施タるび（法令条保性、事
産セ用等及律このに配罪置
（助援準者る以をち係要
設支て置す。童うに必
施家庭い設関う。児の）の
祉家お校にいに者。）の
福童に字置を合るう。の
童児項（措等場すいそ
一、7等の力た事を）
児、第1め暴れ従の）
の3タ条暴た性わにもう。
のン5性の象行務るい
条セ4象等対が業すを
見1援第対止童等る接認
第支法童防児力すに確

第42条第1項中「第4項」を

第46条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

業いの子1行りけ
作を育、をよな
員療つを育にし
士職のか)保定保
法当児、。が規確
療担当しう等のを
学理障がい士条制
理心、該と法6体
するてに」療第る
すすつか等学びき
務定あれ士理及で
勤規でず法定条が
にに者い療特5と
所項のの学該第こ
育3すの理該、る
保2有も特、条、
該第をも、し3受
当条験す「だ第を
は、9経有下た則援
て6びを以下た支援
っ(識経者き士よ
た員知たるで育に
に職るしすが保に
に当す事有との)
定担関従をこ所く
算理に上験す育除
の心育以経な保を
数、療年びみ該者
員士の5及と当る
の覚児に識士、れ
士聴害務知育はさ
育語障業る保てない。
保言はうす、つみな
の、又行関りたとな
項士)をに限当士な
前法。導てにに育ば
療う。指育人う保れ

附則第3条中「この条において」を削り、同条ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項、附則第5条又は附則第6条の規定により保育士とみなされる者及び第46条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第7条中「附則第3条」を「第46条第3項、附則第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

[illegible]

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 5 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「第 3 8 条の 2 第 3 項」を「第 3 8 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 6 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成 2 1 年熊本県条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 2 条第 2 1 項」を「第 2 条第 2 2 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 2 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 7 号

熊本県景観条例の一部を改正する条例

熊本県景観条例（昭和 6 2 年熊本県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 8 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 8 号エ(ア)中「3 時間 3 0 分以上」を「3 時間以上」に、「3, 3 0 0 円」を「3, 9 0 0 円」に改め、同号エ(イ)中「2 時間以上 3 時間 3 0 分未満」を「2 時間以上 3 時間未満」に、「1, 6 5 0 円」を「2, 6 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。